

JOYO BANK NEWS LETTER

2025 年 4 月 7 日

遺言代用信託「とどく想い」の商品改定について

常陽銀行（頭取 秋野 哲也）は、「人生 100 年時代」への取り組みの一環※¹として、遺言代用信託「とどく想い」※²の商品改定を実施しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本商品は、遺言のようにあらかじめ資金の受取人や受取方法を信託契約で設定することで、相続発生後、遺産分割協議の手続きなしに受取人が資金を簡単に引き出せるサービスです。今回、契約時に信頼できる親族等を「信託代理人」として指名しておくことにより、契約者本人の身体機能が低下した際や認知症等を発症した際に、信託代理人が契約者本人に代わり信託財産の出金が可能となる特約を追加いたします。この改定により、本サービスは従来の資産承継機能に加え、資産管理機能を備え、より幅広くお客さまのニーズに対応することが可能となります。

当行は、長寿高齢化という社会問題に関する取り組みを継続し、地域社会とともに持続的な発展を目指してまいります。

※¹ 当行の「人生 100 年時代に向けた取り組みの全体像」は、別紙をご参照ください。

※² 遺言代用信託「とどく想い」のサービス全般については [こちら](#) をご参照ください。

記

1. 主な改定内容

(1) 受益者代理人選任特約付加プラン（託す機能）の追加

概 要	あらかじめ受益者代理人を設定し、信託財産の一部を引き出す権限を付与することで、認知能力が低下した際も、当該代理人が委託者（本人）に代わり、医療費や介護費用等の資金を引き出すことが可能となります。
ス キ ーム	お客さま (委託者兼第一受益者) 信託契約 金銭の信託 信頼できる方を選任 代理人 (受益者代理人) 出金の指図 お支払い 常陽銀行 (受託者)
受益者代理人	原則、三親等以内の親族
信託金の出金方法	① 都度出金（資金使途は、医療費・介護費・社会保険料・税金・自宅リフォーム資金等に限定） ② 定時定額出金（2、5、8、11 月 15 日払：30 万円以内／回）

(2) 信託金額および契約手数料の変更

	変更前	変更後	
		基本機能のみ	特約付
信 託 金 額	100 万円以上（1 万円単位）	500 万円以上（1 万円単位）	
契約手数料 （信託報酬）	申込金額の 1.1% （最低手数料 55,000 円）	申込金額の 2.2% （最低手数料 220,000 円）	

2. 商品改定日

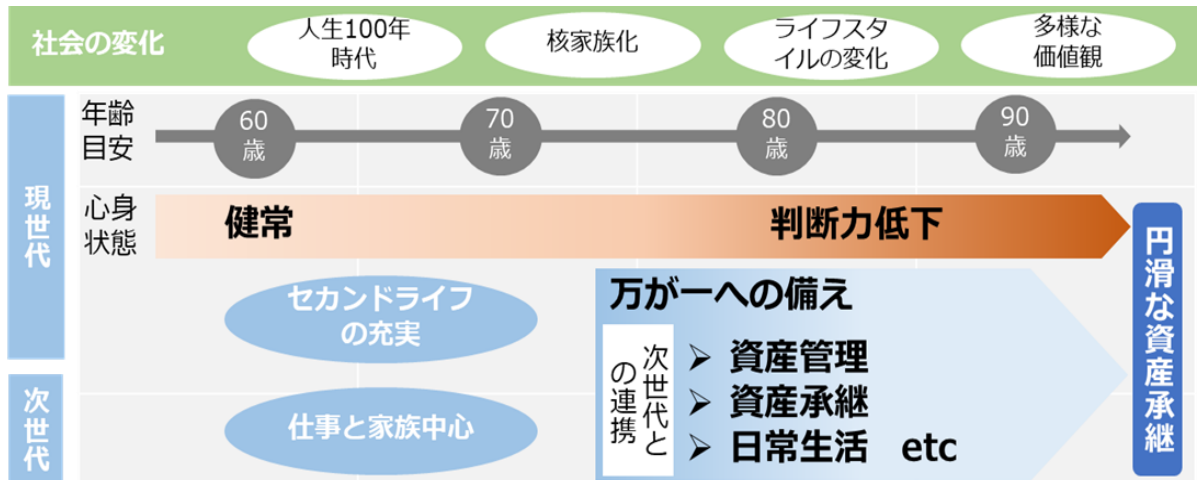
2025 年 4 月 7 日（月）

以 上

人生100年時代に向けた取り組みの全体像

(別紙)

地域の皆さまが安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けて、長寿化に伴う高齢期間の長期化に備えるための金融商品・サービスの提供や、外部機関と連携したさまざまなサービスのご紹介に取り組んでいます。



高齢社会に対応した取り組み

資産管理

- ご家族等代理人によるお取引のサポート
・代理人カード、家族連絡先登録制度
- 信託を活用した認知症対策
・遺言代用信託（代理人選任特約付）（本件）
- 身元保証・任意後見サービスの提供
- 信託を活用したサービスの提供
・後見制度支援信託、家族信託
- 不動産の活用
・リバースモーゲージ型住宅ローン・リースバックの取り扱い

資産承継

- スマート相続口座「あんしんボタン」
- 信託を活用したサービスの提供
・遺言信託、遺言代用信託
- 財産承継プランニングサービス
- 遺言作成サポートサービス

非金融サービス

- 各種専門事業者との連携による生活支援メニュー
(ご紹介可能サービス例)
 - ・見守りサービス
 - ・家事代行サービス
 - ・生活トラブル駆付けサービス
 - ・リフォーム業者のご紹介
 - ・介護施設のご紹介
 - ・家系図作成サービス
 - ・終活相談サービス
 - ・認知症サポートサービス
 - ・デジタル機器サポートサービス
- 多様なお客様ニーズに対応したサービスの拡充
・情報承継サービス（あんしんノート）
- 空き家関連サービス
・実家じまい相談サービス

体制整備

<行内体制整備>

- 高齢者専門担当者（スマイルパートナー）の配置
- 顧客提案ツール「スマイル・ナビゲーション」の活用
- 研修・教育体制の拡充（認知症サポーター等）
- 二重電話詐欺被害防止への対応

<外部機関との連携>

- 「人生100年時代応援セミナー」の実施
- 各市町村・地域包括支援センターとの連携
 - ・高齢者等見守りの実施（茨城県内全市町村と協定）
 - ・地域住民への啓発活動、ホームページに特設ページ設置
 - ・日常生活自立支援事業の紹介